

表に、各記す。

7 番

11. 各記す。

水道新装

じや、この道は乃と思ふ。この地域は理
花、佐田下の方から非常。田地開拓は乃の
つたる理花がござる。私達といふも、この
乃の乃の道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん
た。この道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん

た。この道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん
た。この道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん
た。この道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん
た。この道長は、大に小の道長といふ標、
有る。非常な乃の基本乃の新装は進ん

7 番

この地域の地を乃と云ふ。南に乃と云ふと、
乃は大変。佐田地といふ。田地に相違な
る。水道施設が乃と云ふ、この土地は乃
と云ふ。水道施設が乃と云ふ、この土地
は乃と云ふ。水道施設が乃と云ふ、この
土地は乃と云ふ。水道施設が乃と云ふ、
この土地は乃と云ふ。水道施設が乃と云
ふ、この土地は乃と云ふ。水道施設が乃
と云ふ、この土地は乃と云ふ。水道施設
が乃と云ふ、この土地は乃と云ふ。水道
施設が乃と云ふ、この土地は乃と云ふ。

又の位は可能材料ありする点、その英も検討して
俚の事々思う。.

水道新案

12. 3 (解り易く、現在より佐野下から旧水が
せ申しするが、現在も保つておきおろす。と場々方
で同う。一軒のすんず パンがゴジゴジしておろすの、
二水を通用し、その通は通はるから輸水しては
輸の現状にゴジしてする、現在のところは、戸数
もそれ解り易いおろす人のか、大体同じ合つて
るんじだわりのとこの輸の補填案から、直接手を打
てておろす。早急調査してまたおろす。しかし
一軒おろすおろす申し上げると、その佐野の方から
見れば、おろすおろすの都合の事にもおろすにハ
ルがを引さるは12もおろす。この輸の意向は二
水はよく解つておろすの、市に配水全体をたか
おろす場合にも、各人がおろすの中、おろすのは
又遠いところ、必ずおろす希望はおろす方の英
おろす。一寸行方届かないおろすおろすおろす
のか、おろすのは、おろすおろすの全体的に
おろすおろす。その佐野の方とはおろすおろす
輸の方おろすをたかおろす。おろすの、二水おろす
おろす一軒おろすおろすの場合、必ずしもおろす
おろす配管おろすおろすの場合、一寸おろすおろす
おろすおろすおろす、調査して、おろすおろす
おろすおろすおろすの輸の知照を取らるおろす
おろす。

7 番

是非調査して下さい。今のところは。やはり
と3つは思っています。距離的にも又。1軒を
離れれば地域もなるかと。二軒大体3軒とい
ふ道路沿いの家もあるが、調査は是非やっ
てくださると思っております。

水道部長

早速調査します。

7 番

今、竜野市一番。5号線沿いの茶屋が和
くつわを思っています。市長さんに和肉をい
が、是非水道設置も考えてほしいと3つは
やっ。5号線沿いの茶屋をどうして茶屋す
るのかという点も検討の上でお願いする次第
がわかりました。市長さんどうお考えですか。

市長

当然のごまかいます。

7 番

先程の市有地のごまかいます。やはり辺り、大変
不景気の状況がみられます。最近はこの市の荒廃
地。草が繁ってあります。大か大か不景気の
状況がみられる。早急の市営設置をやってほしい
と。早急の市営設置をやってほしい
と思っています。以上。

コヤライ大橋 渡来の農地の全部農地におおりの
つありです。御承知の様に大船石の山平をい
ま殆んど農地におおりました。今後の農業は具体的
的におおりにいかにいかにせよと計画しております。具体的
にはおおりに。苗野津市の形態といつておおりにせ
んが、一先根本のおおりに。農林課の方におおりに検討して
おおりに思っております、課長に説明させていただきます。

農林課長

おおりにあります。今市の特におおりにおおりにあります。
花岡線と新幹線と。片栗南線を中心として、新
市近郊農業をとおおりにあります。

4番

おおりにおおりにあります。おおりに花岡線、おおりに
おおりに。片栗南線を中心としてとおおりにあります。御意
向におおりにあります。おおりに計画もおおりにおおりに指
導。おおりに間のおおりにおおりにあります。おおりに方向が
おおりにおおりにおおりにおおりにおおりにおおりにあります。
計画の段階におおりにおおりにあります。

農林課長

片栗と花岡線をおおりにあります。実行におおりに
おおりにあります。

4番

おおりにおおりにあります。おおりにおおりに一先地域におおりに
おおりに。新令の指導。おおりにおおりに実行といつておおりに一部
地域におおりにおおりにあります。おおりにおおりに。全市のおおりに。

水の移し入れの考えは、ある程度、

造林課長

今のところは、専ら、花のつくり、又は野菜
をつくり、大抵、中心を以て、進めよう
と、この考えである。

4 番

これは、市の方の、林の構想を、進め、
て、進め、この指導行政、この側、
で、この水、この人、思、この側、
業、指導、この、この、この、
この、この。

造林課長

技術指導である。

4 番

この、技術指導である。

造林課長

今、技術指導関係は、普及と、技術、
職、この、この、この、

4 番

今、造林、この、この、
この、この、この、この、
この、この、この、この、

議 長

再開の日は (指3時16分)

議 長

引を結ぶ一箇問を行つた。次は8番又吉正弘君の1の箇問を許す。

8 番

箇問を行つた。管理運営にたいしてありませぬが、都合のある度毎に、その問題に對しては追求せし又反省を求めた次第でございますが、職員関係につきましても、今日は何と米氏大分とあり、御質問御答へ。ある日は、御を集合にありませぬ。その旨を述べた。その言つた問題を取り上げ、今日一行次次第でございますが、この度の管理面にあつた問題は、この度の団會議員選挙にあつたこと、ある特定の候補者を推薦したと、この時間中執務中に所会同に行つたと言つた。その市民からの争ひでございます。若しこの言つたのが所会同に、又帳中に行つたと言つたならば、絶対に許さねばならないと思つた。その不手裏にお伺ひいたします。その結果あつたこと。若しあつたことならば、その言つた考を述べた。御答へ願ひいたします。

予 長

箇問の趣旨がよく解りました。

8 番

国は議員選挙の場合、本土から来た方が、その特
定の候補者を推せんすべし。行管内の執務時間
中も推せん演説を行つたおりのことと言ふことあり
ます。事実です。

市 長

それは本土の労働者の人。本土への一体化
のため、その言ふ案の労働運動の相違点をしる
べしと言ふことありし。その言ふことは許し
べしである。

7 番

その中の特定候補。日色り申し上げて、土原幸
伸候補を推せん。名前は出さずともその凡そ言
ひます。市長は、佐藤謙三候補を取らざる。その内
容を聞かぬことと申し述べます。その言ふことは事
実です。

市 長

私も聞いて聞かぬことと申す。

8 番

市長の許可をいふ。その人の演説内容をいの中
にそのことと申し述べます。その内容を
最初から最後までお聞きをせしめたい。

市 長

聞かぬことと申す。

○ 審

その許可の旨を言ふ趣旨は許可をせよとす。

○ 答

本市の自治界のあり方を説明しこれに言ふ所は
東にわたるべきなり。これを以て言ふ所は、言ふ
所は。

○ 審

選挙中にござらざること。

○ 答

選挙とは別に関係なきと思ふ。

○ 審

期間、その時期なり。

○ 答

はっきり重なりあり。

○ 審

その旨の通り（即ちこれに言ふ人がござらざること）
市会に、その旨の通り、その旨の通り、その旨の通り、
その旨の通り、その旨の通り、その旨の通り、その旨の通り、

○ 答

選挙はしつと説明はこれに言ふ所は、言ふ所は、
なり。これを以て言ふ所は、言ふ所は、言ふ所は、

○ 審

事業の行はゆかたを以てす。

市 長

漁業のほうはよく解りませんが、その旨をいふは
漁業の旨に即ちおれがせん。たしかに説明はさせ
てくれ。

○ 審

その人のほうの政意に所屬はどうか。

市 長

その人もよく解りません。

○ 審

懇談会を執務中にいふ旨をいふ、やういふ
と云ふ旨の許可を与えられたい。

市 長

仕事にじやないか、程度に説明した。その旨
説明したと云うのは、いいが、その旨をいふ
こと。

○ 審

管理者のいふ、又会長の奉仕者といふ、市長といふ
いふ旨に執務中、その人がいふ旨に即ちその旨に
漁業、本社の説明、その旨に企業の説明と云ふ旨の
説明者が来たら、市長は許可を与えたい。

11月1日、市会が考案し初められた。本当の職
 員に對し、本士の自治券、その言つたを十分答へ
 べき。その言つた考案方によつて初められたらば、
 主として特同をさし、その研修、講習その言つた
 事によつて、始めに職員に十分答へる。その
 中が十分通用可能だと思ひます。しかしながら
 今後行われるものは、準備として下の如きものを
 せざるを得ず、それには研修講習その言つたものは
 得らざらざらと思ひます。だから市会の答へは準備
 せよ、それが受け取れるものとしてせざるを得ず。
 今後若しその言つた事が起つた場合には、その
 標榜の態度をとらざるを得ず。

市会

十分内容を問ひて。その言つたことには、標
 榜に注意する。

市会

今後の市会の内容を問ひて。その言つたことには、

市会

初められたり、その言つた準備、特に特長標榜に
 するに、凡そ、それと、そのうちを、その標榜の、その標榜
 に注意する。

市会

一、市会の内容は、今後その標榜に、その言つた
 ことには、その言つたことには、その言つたことには、
 その言つたことには、その言つたことには、その言つたことには、

取り上げられた問題は、只面白半分の博覧強識、筆向
を以ておこなったものではござらぬ。その趣は、議案
を以て十分の理解を以て得たい。その反省、そ
う言つて、その十分の理解を以て得たい。市会に
十分の理解を以て得たい。執行管理面を以て得たい
と思ふ。結果は、おもしろい。

市会
努力を以て得たい。

8 番

次の出張旅費に、このようである。市会
議が、9月の定例会最終日、10月15日、おこな
う。本会に、出張の件、おこなう。その日の日数
を報告願ふ。

市会

日本水道連盟の、総会、おこなう。日数は、
10月14日から28日まで。

8 番

10月14日まで。
水道部、お願ふ。その提出、お
こなう。13日、おこなう。

市会

14日まで。一寸、お願ふ。

8 審

所故のあり答申したしある。

市 長

13日におごるなり。

8 審

じ又のいし。新正のあかしをいし。市長

13日におごる。

市 長

14日におごるなり。

議 長

休憩 11時15分(午後3時35分)

再開 11時25分(午後3時38分)

8 審

水道部長の答申し上げあり。この資料は予
算を審議するたため求めた資料におごるなり。
議会の資料を求めたもの。この案件を審議する
たため資料を求めたり。さうして採り違つた
資料、違つた資料を提出された人じ又、審議の
しつかりをせよ。いの中この資料の審議は
審議の所もあつた。さうして結果にかりか
り認められり。各当局に求めたり。今後審
議のたため必要のたため資料を求められた場合
には、いしに求めたりを提出するなり。さう
して資料の審議は、さうして結果を議ら

せり犬等の遊業、原因にはさからずありませう。
が、思わぬ事態に備えて下され。

議 案
休憩 11月13日(予備3時45分)
所用 11月13日(予備3時49分)

8 審
市会は水道協会に出席するに決ま。14日
に出席せしめおし出す。その時、市会は水道
協会、総会に出席する目的及びその旨を
おし出す。

市 会
目的は水道協会の総会に出席し、目的を
おし出すに決。

8 審
その日、すなわち28日より水道関係の日程を
消化せしめおし出す。

市 会
次回は行政関係の佐理市会、九冊製
成に必要書類を提出する。

8 審
次回は11月24日。当初の市会に出席
し、その旨をおし出す。

市 長

水道協会の総会がありまして、又いつから
又出してくるは、経費の新減にもなりました。その
う意味は、出張から、又行くと言ふことは、本土に
りてから、帰つてから、同じに思ふべきです。
所は出張の遠いから、経費的にも相当新減
を求むべきです。市民も、それなり負担をかける
べきです。その言ふ所は、又その言ふ通りです。

市 長

その言ふ所は、次々と行く人です。

市 長

若し今後その言ふことが出来るとして、

市 長

本市の水道協会の総会、九州の市長会等にも
出席する人だと言ふ考え、計画なども、いよいよ
水道協会の総会にも出席する。同じように思ふ
こと。次々と九州市長会があるから、行つて
行く。次々と行く人がいる。

市 長

水道部の予算も、一応、日本水道協会の総会
の予算がとられておられる。一応水道部の予算
も同じ日程がたつたおから、九州市長会
等にも同じように思つて行くべきです。

8 番

その場合は、次「不」です。

9 番

次「不」ありです。

8 番

最初新案が「不」です。

出発前日日程の新案は「不」です。次「不」と
言ふは、最初新案の「不」も「不」です。途中「不」も
「不」です。言うのは、次「不」と言ふ者が用「不」
「不」です。当初は「不」です。

9 番

たゞし当初は「不」です。どうして水
道協会が「不」の理由は「不」です。行つた「不」
です。行つた次「不」です。その時は
一般合計から、その時は水道予算からと言う、
「不」は「不」の「不」は「不」です。判然とし「不」
「不」の「不」は「不」です。

8 番

私の「不」は「不」です。全部水道部
の方から予算は「不」です。

9 番

その「不」は「不」です。執行
部「不」は「不」です。

8 查

市町村の予算は別に一般予算、水道会計特別
 予算、市町村公有水面埋立特別会計、市町村採
 取会計の派生あり。市町村から上の場合には
 中には、市町村の予算は市町村の財政に十
 分検討し、上、課金の和、市の便益同
 等、市町村の予算は十分検討し、予算は成
 立し、おとと思はる。101505。

No 8.

81(A) 5/24/12

8 審

實際は一般会計に属する出張をしのぐ。水道部
の予算から旅費の控除を求めると言うことは、いわゆる予
算の支出が全額を占めるという。このことは、水道関係の予
算から出るので、公有水面埋立予算等から出るので、どう
やらあるが、これはいい人だ。その旨を説明する。解
釈は成り立たないと思われ。その中本当の正
しい箇所は、その予算の運営が可能だと言う凡そ
考へておられる。

市 長

水道目的のことは、当然関係する予算から出
ることは当然であり得る。その分は、その分を
らとてその水道、これらとてその一般会計
と別々の課税を課せざるを得ない。その課税
はあり得る。

8 審

はつとりにおられる。水道協会の集りは水道
関係は18日です。19日からは東京のことはおられる
が、20日からは福岡です。お明の市長令の出発
は知られておられる。その中24日からは大井町のことは
知られておられる。その日は一般会計の予算を
知られておられる。はつとりにおられる人です。

市 長

帰る協会の予算が出来る款はあり得る。

8 番

所故. 別の市町村の出発の点. コヤ. 奥志川市
から同の合をいおすは.

市 長

この執行部とも相談しておろせんが
知役から説明さす.

知 役

私から補足説明申し上げる. 市長が出席す
る際. 旅費の支出方法について. どの様にすべき
かと言ふことについて. 一応研究してやうな
いふこと. 当局の考へ方については. どの様に考へたか
かありさす. いろいろ負担区分を明確にすると言
負担区分の分解もさす. しかし旅費はいろいろ
自治法の139条に於いて. 市町村は. 市長市役
の職責に対して旅費を支給し得るものと
の規定と条例について. 旅費の支給の方法. 市長
命令. 計算. 日数等の計算等が旅費に關する
例に於いていろいろ規定さす. けれども今回の市長の
出張を考へた場合の水道部の関係する水道協会
の協会に出席すると言ふことは. 当然水道部の予算から
出さるべき. 市長から九州市長会にも出席したといふことは
一般事務部からと言ふ風になることは. 当然
負担の原則から言へば. 確かに言へばなるが.
又一面出張命令と言ふ命令と言ふ要領から考へた
場合の出張するの点. 行かばあつた. 帰りは
出張が有り得るものさ. いろいろ命令と言ふ
の用語を. 準備すべき用語. 欠けてゐる. 二つ

格に之が考之られざる。此れは負担区分
 を明確にすべし。比重が大いなる。此れから出張
 命令の用件を備へるが比重が大いなるがと云う
 二つの問題が考之られざると思ふ。誤りあり。す。
 第一、此れは市の代表である市会に、の
 ち中々その負担区分の明確さから非常に難
 点があるが、一応出張命令の様式を整
 へた方がよいと云う。水道部予算から
 全部支出するに決定した誤りあり。す。
 負担区分の原則からいへば、確かに難点があ
 り。す。しかし負担区分を明確にするに云う原
 則はあり。す。此れを重ぬる人が大い
 なる。この中、事情に合はず。あるいは不可能であ
 る。あるいは多大な事務を要する。と云う
 格に之が考之られざる。詰り、又何れも出てき
 ない。云う。之を勧業し。す。また負担
 区分の原則から、難点があるが、云う
 べし。一本に絞つて出た方がよい。人じ。と云う
 格に之が考之られざる。取り決めた次第あり。す。

8 番

どうも当局の考之方。そのもとの難点を持っ
 たりあり。す。折故なら、この中々当局の場合に
 は、施費と云ふ。出張と云ふ。出費から
 最後と云ふ。この中に出張と云ふ。あり得
 る。考之方。之が考之られざる。格に之が考之られざる、
 中々から出た。一本に絞つて。一応本土に行か
 ない。又何か困難が起る。又出張に帰
 して。出費。と云ふ。不可能。と云う格に之が考之られざる。

ことをとりおし、採りかたをいふ。しかし私に
 言うまでもない。当然負担の割合が水と電
 明にすぎない。当然その目的が水と電。当
 然その水と電をまかなう。又他の市町村を
 対象とする。市町村を採りかたとして取り出す。
 今度の水道協会に出席した場合は、奥志川市を例
 に取り上げ、対象とする。12日から18日まで
 の水と電。16日から18日まで。除金にあり。17日
 18日。水道特別会計の方から施設に支給
 される。又19日以降。何れも別の用
 途がある。19日以降は一級会計か
 ら支出される。これは正しい。畢竟、方法
 を市民に説明し、予算の割合、負担の割合を
 説明し、取扱いを説明し、その英
 当分の金も、負担を統一した方法が、今
 正しいと、言う考え方を採り取り出す。

即 後

この問題、決りかたを考へ、正しいから、今
 後、当然、改め、人々に言う、採りかたの意味、日
 のこと。各事例にあり。これは最も合理的な
 妥当性がある。採りかたを考へ、正しいと思
 います。只、この部分、人々、負担の割合を明確
 にする、言う目的、言うものは、あくまでも事務
 事業、要し、経費、適確に把握し、その水と電
 料、築りの事務事業、取り出す。又、今後、水と電
 把握し、将来、今後、この採りかた、事業に
 計画を持つべき、と、言う、採りかた、第一の
 目的、あり、問題、あり、あり。この負担の割合

イ又ハ場合ハ非常ニ難シク問題ハ中口只
ハ常識的ニシテ程度ハ適当イデハカト云フ凡ク
区分サレタ問題ナリヲイ。

イ 審

カヨリ松口ニ問題ナリ。即僕ハおし
ツツオノ様ニ。ヤウ言フハ時内ノ時内
ヤウ言フモノヤウクイ。又ニ程度尤モ
イナリ。

カ 後

カモ原則論イデハ。常識論ニ人
ニハ日程ハ組テ方モヨク思フ。今回
ノ場合ハ九州市長全クアリ。又水道ノ業
務ハ。又ノ後ハ既ニハ日程ハ
イナリ。非常ニ区分ハシクハ
イ。若シ明確ニ。

イ 審

カノ後ハ水道ノ業務モ
イ。

カ 後

ハ。焼津ニ行ク。焼津ハ水道部ノ
研究ノ問題ハ折衝セヤク。26日ハ又ヤ
ウ言フカ。又ノ後ハ。前中ハ
合ハ場ニ思フ。今後ハヤウ言フ
ハ当然合ハヤク。

8 番

26日大井川断水。大井川は養父人関係の
（5）水道関係と大井川が有りです。

取 扱

11月、煙草の117万額です。

8 番

水道関係。24日への資料は26日大井川と
27日のことです。27日にはあふた方の日は信用して
11月の解りなくはります。段々内をめぐって行く
遠くの人から。

議 長

日程が全部終わるでしょう。時間を
延長するべく御意見を述べさせていただきます。

(御意見を述べさせていただきます)

議 長

御意見を述べさせていただきます。時間を延長する
べく決意いたしました。

8 番

あふたの提出した資料が違っている。27
日の正しいものを27日に南に27日です。

水道部長

1日は午前10時より、市長に水道協会の出席を求めた。9月初旬にあり。この時市長は、市会が行われると云ふは、考へておられる。今後本土復帰対策委員会と云ふものが、水道協会に出席する。

8 番

午前11時より、管轄方の提出した資料に基づいて、質問を行つた。この質問は、資料の通りである。違つては、川の中流の砂鉄の量が、正しいかとある。また、その提出した資料が正しいかとある。その同意は、認められた。その中、南川は、認められた。

農業課長

この日程は土曜一日間、実施計画は、おあり。実際は土曜は16日に土曜17日。その日は、水協の総会を終つて、佐賀に行き、その職員研修地の問題を市長に、お話しした。計画の段階には、産業的の提言もあつた。大井川に、橋を、市にお話ししようとする。大井川と云ふ事。

議 案

休憩 11時 (午後4時44分)

開会 11時 (午後4時46分)

8 審

市長は22日午後九州市会に出席され日程
により11時30分市会に出席なさる。

市長

出席は20日。

8 審

大町は22日午後市会に出席し人のおられ
ます。

市長

22日の晩に11時。

8 審

24日に22日九州市会に出席。

議 案

15分向休憩11時3分(午後5時8分)

開会11時3分(午後5時20分)

議 案

8審の又吉の弘君の質問を答へます。

議 案

休憩11時3分(午後5時21分)

開会11時3分(午後5時23分)

○ 審

水道部の方では当初の出張派遣計画には相
当社にて 今議令の上で川東の予算を提出されて
おりました。市長は之の出張期間中、お一人がござい
ました。

○ 答

農業課長も一員がございまして。

○ 審

予算説明の中は、新長も3名一語にすぎず
凡の説明がございまして、一語の場合もござ
いまして。

○ 答

北海道は一語がございまして。

○ 審

所見は一語がございまして。

○ 答

19日の朝は、一語がございまして。

○ 審

施設に関する条例は3条3項がございまして。
3項を適用はしてはなりません。

○ 答

適用はしてはなりません。

8 番

最初から最後まで一貫して、随行員に対しては、
その条文の中の職員が随行するときは、任
命権者が特に必要と認めた場合に限る。市長、
副市長、収入役と同類のものに給与を支給するこ
とが出来ると言う条文でございまして、その出張
内容検討は、場合によっては、水道部職員の随行され
ております。これはある一定の期間とすれば、
解任する。いわゆる九州市長会、そして大井川と
向懸、養子関係がございまして、その旨も
どうして随行員が必要であり、又所収水道職員
に対するものがあつたから、その辺について説明
願ひます。

市長

水道協会の総会に次いで、その次は、
一、随行員として、職員を最後まで随行
させる訳であります。

8 番

どうも市長は、次々と、言う言葉が好きの様
な感じがいたします。その条文からは、特に必要と
認められた場合に、言う条文でございまして、
特に、と言う言葉から、その意味から、次
いで、言うものは、当然のことと思ひます。
特別に、どうも必要だ、と言うことは、次いで、
行く、と言う訳で行かぬ、と、思ひます。

市 長

26日におきよいはじりても水道職員研修派遣の依頼がありおしるが、随分早くはつりかえりしるが、随分早く一踏んをたかたかありする。

8 番

農林課長にお尋ねしる。農林課長は、今の議会の質疑の場合に大井川町に行かれていますか。市長と一緒に行くか、それともご一緒ですか。

農林課長

はい。

8 番

特にどう言う事が、条例の適用になりますか。

市 長

特に今度の場合は、焼津の来年度から職員研修のため水道部のための職員派遣のため、その程度、長期研修をするが、その長所を早くお話ししていただく。

8 番

焼津市と併せて言うのは、同じような市長と話し合ってもいいですか。

市 長

はい。

○ 審

水道関係につき伺います。

市 長

はい、伺います。

○ 審

伺う言う姉妹関係につき。職員の方交：伺う言う大崎 新一と仰り申す。その大崎に研修をされた方に行かされた人だと言う様には御答弁もござります。伺う言う=と申すならば、がごう水道部長の方から水道部内は知って仰り申すし。又自ら見ると=と申す。その計画 その方も十分お考えの事と思っております。しかし部長と申すに別の方に行つて仰り申す様です。与=は どう言う関係につき。

市 長

与=は 部長と課長の話し合ひと伺う言うかとと思っております。

○ 審

市長の方は別に随行の件=と申す決り人です。市長の随行につき。

市 長

2人=前、日本協に行つて伺う言う。部長と申すは、一応今度の場合には課長が伺う言うのは市内に申す。課長に、伺う言うのは、一抑任せて

あつたんがはつた。

〇 香

例年札幌市議会、全国市議会はあつたと思
い可。今度毎々市議会進行をうけてあつた
可。あつた進行をうけてあつた。

市 長

あつた。進行をうけてあつた。

〇 香

今度から始つた。あつた。あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

市 長

あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

〇 香

北海道議会に於いて23日から27日までの
間、札幌市と人事交流がうけた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

市 長

一、札幌市に於いて、市議会とあつた。あつた。
一、あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。
あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

うにせよ出来兼ねのことも、知れぬが、片の時は
 他にもやう言う静岡には相当大い。隣市町が
 あるから、二水を紹介すると、片の他にもやう言
 つた問題がある場合は、煙津市に任せ
 ば、他の市にも輪流してくれと、言う風に向
 の水道局長、片から市長は、吾んが受け入
 ちらう。早速電野津から、今度水道職員4名
 派遣を中する場合の木下も予備の中であつと、皆
 さんの来るのを待つておきから、その矣引言
 文と、言う風に、お答に、お礼言ひ、吾んが
 お礼言ひ。

8 森

片の片の結果の計画を持って、お返し
 する。

市 長

計画の方は、一市水道部の方で、お返し
 と思ひます。

8 番

一市の中、お返し。

議 員

休職 11月3日 (午後5時35分)
 阿部 11月3日 (午後5時40分)

課長

一 前日程の変更を申し上げました。明日午前
10時より再び一般質問を行うことと思っております。
不意中の予定の付託された諸案件の処理に
長々と費すこととなります。本日の以上をもちまして
終了させていただきます。

速急にて（午後5時41分）